

各郡市医師会長 }  
各保健所長 } 様

公益社団法人熊本県医師会会長  
熊本県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、本年4月16日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたが、現時点において、本県は「患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがある」都道府県に該当しないことから、従来と同様、「帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供」するとともに、「医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供する」必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染を疑う県民等のあるべき受診行動については、令和2年（2020年）3月2日付け熊医発第1266号・健危管第1500号公益社団法人熊本県医師会会長・熊本県健康福祉部長連名通知でお知らせしたところですが、当該通知で示したフローチャートを一部改正するとともに適切な医療・検査体制を確保するために必要な留意事項を下記のとおりまとめましたので、各圏域内の医療機関に周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察したかかりつけ医等は、躊躇なく、患者本人又は当該かかりつけ医等から帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。  
※ 当該医療機関において適切な感染防護を行った上で検体採取を行った場合は、検体採取後、管轄の保健所へ発生届を提出してください。
- 2 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が帰国者・接触者相談センターによる受診調整を経ずに帰国者・接触者外来を設置する医療機関を直接受診することは、感染管理上、重大な問題があるため、帰国者・接触者外来の受診が必要な場合は、必ず、帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る行政が行うPCR検査は、陽性患者の退院検査を除き、陰性の確認を目的に行うものではないため、一般患者の転院の条件として当該検査を求めることはできません。

公益社団法人熊本県医師会 担当：平塚、鬼海 電話：096-354-3838 熊本県健康福祉部健康危機管理課 担当：山田（崇） 電話：096-333-2240
---

# 新型コロナウイルス感染症対応フロー（4月17日版）

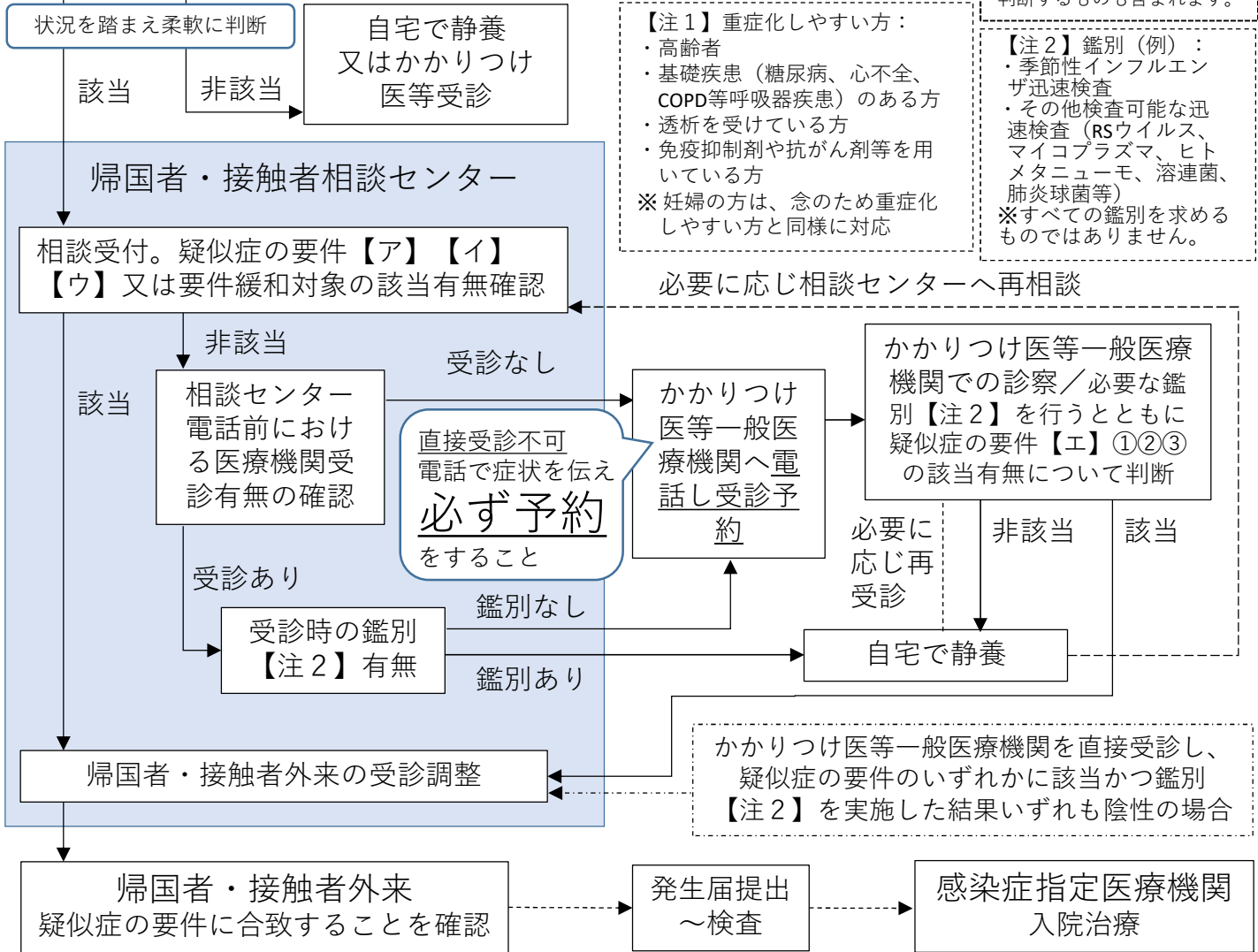
PCR検査が保険適用となりましたが、当面の間、検査の流れは変わりません。変更後は本フローを更新します。

## 帰国者・接触者相談センターに相談する目安

次のいずれかに該当（重症化しやすい方【注1】は、この状態が2日程度続く場合。）

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・「患者の濃厚接触者」「新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員」（要件緩和対象）に該当する方（発熱の有無及び最終接触日からの経過日数は問わない）

「クラスター」は、報道などで広く認知されているもののほか、患者と時間を共有した場所の密室の度合いや人の密集度により個別に判断するものも含まれます。



## 疑似症の要件

- 【ア】発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 【イ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたもの
- 【ウ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- 【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの  
※ 流行地域：「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」です。熊本県ホームページ等でご確認をお願いします。

<令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡による追加要件>

- ①37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ②新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ③医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

# 新型コロナウイルス感染症対応フロー（4月17日版）

## 参考

PCR検査が保険適用となりましたが、当面の間、検査の流れは変わりません。変更後は本フローを更新します。

医師に相談する目安

重症化しやすい方【注1】は、この状態が2日程度続く場合。）

37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・「患者の濃厚接触者」「新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員」（要件緩和対象）に該当する方（発熱の有無及び最終接触日からの経過日数は問わない）

「クラスター」は、報道などで広く認知されているもののほか、患者と時間を共有した場所の密室の度合いや人の密集度により個別に判断するものも含まれます。

状況を踏まえ柔軟に判断

該当

非該当

自宅で静養  
又はかかりつけ  
医等受診

【注1】重症化しやすい方：

- ・高齢者
- ・基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD等呼吸器疾患）のある方
- ・透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※妊婦の方は、念のため重症化しやすい方と同様に対応

【注2】鑑別（例）：  
・季節性インフルエンザ迅速検査  
・その他検査可能な迅速検査（RSウイルス、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、溶連菌、肺炎球菌等）

※すべての鑑別を求めるものではありません。

帰国者・接触者相談センター

相談受付。疑似症の要件【ア】【イ】【ウ】又は要件緩和対象の該当

非該当

該当

相談センター電話前における医療機関受診有無の確認

受診あり

受診時の鑑別【注2】有無

3月16日作成版からの  
変更部分

医療機関を受診すること

鑑別なし

鑑別あり

かかりつけ医等一般医療機関での診察／必要な鑑別【注2】を行うとともに疑似症の要件【エ】①②③の該当有無について判断

必要に応じ再受診

非該当

該当

自宅で静養

帰国者・接触者外来の受診調整

かかりつけ医等一般医療機関を直接受診し、疑似症の要件のいずれかに該当かつ鑑別【注2】を実施した結果いずれも陰性の場合

帰国者・接触者外来  
疑似症の要件に合致することを確認

発生届提出  
～検査

感染症指定医療機関  
入院治療

## 疑似症の要件

【ア】発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

【イ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたもの

【ウ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※流行地域：「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」です。熊本県ホームページ等でご確認をお願いします。

<令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡による追加要件>

①37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）

②新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

③医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う